

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN16670000

ジルダイヤモンド クリニカ

【禁忌・禁止】

ニッケル、クロムに対して発疹など過敏性の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

【構造】

本品は切削部と軸部からなる。

1. 切削部：ダイヤモンド砥粒を多層電着固定
2. 軸部：ステンレス鋼（ニッケル・クロム含有）



軸部形式 ISO 1797-1 FG用 $\Phi 1.6\text{mm}$

* 形態	Ref.No.
ZD1	DZ379.016
ZD2	DZ379.023
ZD3	DZ801.014
ZD4	DZ850.016
ZD5	DZ850.023
ZD6	DZ856.021
ZD7	DZ863.014
ZD8	DZ881.016

【使用目的又は効果】

本品は歯科用ハンドピースに装着し、主にジルコニア製の補綴物の研削、また歯牙や骨等の硬組織等の研削に用いる。

【使用方法等】

1. 使用前に本品を滅菌する。
2. 用途に応じた形態番号を選び、歯科用ハンドピースに装着し使用する。
3. 再使用する際には使用後消毒液等を用いて付着物を除去後に滅菌を行うこと。

最高許容回転数：150,000 min⁻¹(rpm)

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

1. 本品の軸部（シャンク）をハンドピースチャックの奥まで確実に挿入し半チャックでないことを確認すること。
2. 使用前に口腔外で回転させ振れないことを確認すること。
3. ハンドピースの偏心、振れ、ガタがないことを確認すること。
4. 最大許容回転数を超えた場合には破折して怪我をする恐れがあるので最大許容回転数を遵守すること。
5. 十分な注水下で且つソフトタッチで断続的に使用すること。
6. 研削時に過度の圧力、突き又はひねり等の扱い、及び急激な回転数の変更は行わないこと。
7. ハンドピースのチャック、軸受けの磨耗によるチャックのブレがないかを定期的に検査すること。
8. 使用時には目の損傷防止のため、保護メガネ等を使用すること。

【使用上の注意】

1. 最初の使用前と各患者への使用後には洗浄、滅菌を行うこと。
2. 先ず無負荷で回転させ、定常回転になってから歯に当てること。
3. 使用後は直ちに医療用洗剤とナイロンブラシ等を使用して洗浄し、生体組織などの付着物を完全に洗い流すこと。
4. 塩素系、よう素系の消毒剤は錆びなど腐食の原因になるので使用しないこと。
5. オートクレーブ可能であるが、歯科小器具用の腐食防蝕剤（亜硝酸ナトリウム）の入った薬液を使用すること。また使用する薬液メーカーの取扱い説明書を遵守すること。
6. 廃棄する場合には、医療廃棄物として適切に処分すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管方法〉

1. 高温、多湿、水ぬれを避け、乾燥した状態で保管すること。
 2. 外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないよう保管すること。
- 〈有効期間〉
使用有効期間等を特別に定めていないが、長時間使用することにより材質疲労・摩耗等で耐久性が低下することがある。

【保守・点検に係る事項】

1. 本製品の使用前及び、使用後には切削部(刃)の傷や欠け、軸部（シャンク）の傷、曲がり、錆びなどの異常の有無を確認し、異常がある場合には使用しないこと。
2. オートクレーブ対応であるが、乾燥工程が200℃以上に加温される高圧蒸気滅菌器では使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：有限会社ベルデンタサプライ

住 所：〒657-0824
神戸市灘区福住通8-1-17

電 話：078-882-1257

製造業者：フランクデンタルゲーエムベーハー
(Frank Dental GmbH)

国 名：ドイツ